

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 史志強

本論文「清帝国の辺境支配と法 - 19世紀の東北地方を中心として-」は、清代後半期、19世紀を主たる対象として中国東北地方に展開した法制度の幾つかの特徴的な局面について歴史学的な分析を加え、清朝統治下の法制度をその「多元性」という観点からとらえ直そうとした意欲的な論文である。元来東北地方は、清朝発祥の地として特別な位置づけを与えられ、漢民族が大多数を占める所謂中国内地とも、モンゴル、チベット、新疆等、理藩院を通じて統治される藩部とも違った、独自の法世界を形成していた。そこでは八旗と呼ばれる社会・軍事組織を中心とする社会編成が行われ、全満洲人を含む支配階層が、「旗人」として一般の「民人」と違った取り扱いを受ける制度が運用されていた。一方において、近年の清代史研究は、東北地方や諸藩部の支配形態の独自性に着目して多元的な「ユーラシア帝国」としての清朝の性格を強調してきたが、その中で法制史の分野では、依然として清朝全体を均質的な世界として描く研究が主流であり、本論文はこの点に斬り込もうとするものである。他方において、著者は清朝の東北地方に存在した「内地化」「同一化」といった契機をも意識しており、こういった契機との緊張関係の中で、上記の多元性を描いている。

以下、内容の要旨を紹介する。

本論文は、三章構成をとる。第一章では、清朝における法・裁判制度が第一義的に行政・刑事的なものであったことに鑑み、全体の行論の制度的前提を通観するべく、刑事司法の制度に着目し、清朝初期から19世紀にかけてのその全体的な変容、そしてとりわけその中で旗人と民人との区別が清朝政府によって如何に行われていたか、を研究する。東北地方では旗人と民人が混在して暮らす中で「旗民分治」の原則に沿って行政体制全体が二重的に構築されていた。行政の一部という性格をもった司法においても、旗人・民人各々を裁く別個の手続きが併存し、前者においては八旗が裁判を行った。しかし本論文が明らかにした歴史的過程においては、清代を通じてこの八旗の裁判機能が徐々に失われ、民人の行政機関（州・県）がすべての事件の裁判権を握る体制が出現した。八旗は裁判機能が失った一方で、治安と捜査は常に担っていたが、こうした変化の中では、本来八旗が捜査すべき事案についても、州・県の地方官が重大事件においては捜査を行うことができるようになった。また、東北地方に独自の専門の裁判機関としての盛京刑部についても、設立当初は特殊な案件を扱う単一の審級をもつ機関であったものが、乾隆年間に軽罪事件の裁判権を州・県に下ろし、重罪事件及び旗民交渉事件を扱う体制が作られた。吉林省・黒竜江省においても清末には八旗

の裁判機能が失われて州・県を第一審とする覆審制が成立する過程が存在した。本論文が跡付ける、こうした司法手続の分化は、一方で内地と異なる東北地方独自のものであるが、他方では全体として内地の制度に近いものへ清代を通じて変革がなされた、という側面をもつ。

第二章は、第一章における刑事司法制度の変容を踏まえた上で、東北地方の財産秩序、とりわけ旗地の経営管理と取引の秩序、またそこでの紛争解決の在り方に注目している。先ず豊富な事例研究を通じて、清律に規定されていない旗地に関する訴訟の手続きを解明し、盛京戸部が担った独自の機能を再構成し、次に本来民地とは異なるタイプの土地として制度化された旗地の保有・経営の実態を明らかにしようとしている。清朝政府は旗人が（民人に小作させるのではなく）旗地を自耕することを奨励していたが、租佃制の拡大に伴い、旗人が旗地を民人に小作させる多数のケースが生じた。旗地における佃戸は相当程度自立した存在であり、こうした佃戸＝民人への権利譲渡を通じて旗人自身の生活基盤が脅かされる状況に対して清朝政府が危機感をもったために旗地の取引が制限された。にも拘わらず、こうした政策も旗地の多様な取引形態によって実質的に乗り越えられた。こうした状況につき本論文は、これらの取引形態の内実、更には土地が実質的に取引されても名義の変更が行われないことも多数あったこと、そうした実態の中で地方官は土地に関する具体的な管理運営形態を知らず徴税についても守堡らに依存していたこと、これらを明らかにした。地権体系をめぐって、それが政府による施策だけで決せられず、上からの政策と下からの対応が交錯しながら複雑に展開した動態について一定の見通しが、ここでは得られている。

第三章は、東北地方におけるもう一つの特殊な条件であった、ロシアとの国境地域における涉外事件に着目する。特にこれまで十分に利用されて来なかった満洲語の史料を活用し、「涉外事件」に関する裁判の「管轄権」とも言うべき問題の取り扱いについてその変容をまとめている。先ず本論文は、17世紀以来清露間に結ばれた諸条約の交渉過程を軸に分析を行う。1689年のネルチンスク条約により、刑事事件において犯罪者の国籍に従う属人主義がとられる一方で、重罪事件の場合には、準拠法を示す代わりに、直接刑罰が定められた。こうした原則が1727年のキャフタ条約によって手続き的に具体化されたが、1881年のイリ条約は重罪案件の場合でも属人主義的な準拠法を示す形に手続きを一元化している。本論文は、こうしたプロセスを各条約の満文版のテキストを検討することで（また必要に応じてロシア語、ラテン語、フランス語のヴァージョンも参照しつつ）跡付け、それによって先行研究に見られる通説的見解——アロー号戦争を踏まえた1858年の天津条約によってロシアが一方向的に治外法権を有するようになったとする見解——を批判し、19世紀末までは裁判管轄権において、清露間が対等な関係を保っていたことを明らかにしている。更に本章は、裁判管轄権、治外法権といった概念を通じて両国間の関係を再構成することにとどまらず、具体的な案件に即して涉外事件及びその処理過程を分析することで、清朝統治

下の東北地方における法の実態に迫っている。両帝国の周縁に位置した辺疆地域における国家のコントロールが内地に比べて希薄であり、「国境」も比較的容易に横断された辺境地域において、かなりの程度まで自治的な法的空間が成立し、一方で紛争を自主的に解決する余地が広範に存在し、他方で国家間の条約を通じて紛争の過程で当事者がとった行動についての法的処理の在り方が定められる、という状況が清朝の法制度全体の中で位置づけられている。同時に、民族を問わず清朝の統治下におかれる当事者が全体としてロシア帝国の統治の対象となる当事者と対置されることで、清朝内部の統合の契機にもなり、これがひいては冊封体制の中での中心的存在から新たな国際秩序の中での一主権国家へ、という清朝国家の世界的な位置づけの大きな変化につながる点が描かれている。

本論文の長所としては、以下の点を挙げることができる。

第一に、先行研究を十分に精査した上で清朝の「辺境」に着目し、そこでの法の「多元性」の在り方という問題を設定することで、東北地方における法世界の実態を描くという意味で従来の研究の空白を埋めるだけでなく、清代の法制度全体に対して新たな視座を提供することに成功している。清代史の研究の近年の傾向である、清朝の満洲人王朝としての独自性を強調する方向性が単純に踏襲されるのではなく、法制史の分野におけるその方向性の有効性について一定の検討がなされている。さらに、具体的な局面についての豊富な事例から、東北地方における法の在り方の変化と、清朝全体におけるその意義について、清朝全体の多元性という契機と、刑事手続、旗地・民地の取り扱い、涉外事件における当事者の清朝側での取り扱い、といった点での同化・一元化の契機とが緊張関係の中で描かれ、清代の法制史学の進展に貢献している。

第二に、特にロシアとの国境における所謂涉外事件の処理の在り方につき、従来充分に利用されてこなかった史料について精力的な渉獵・分析を行った結果、清代東北地方における法・裁判の実態について、多くの新しい知見をもたらしている。満洲語・漢語のみならずロシア語、ラテン語、フランス語等のヴァージョンも検討しつつ条約が如何に解釈されたかを探った外、国境を越えて活動する清露双方の当事者と、それを扱う清朝政府の対応に関する具体的な事例分析は新たな学問的知見を多くもたらしている。とりわけ、ロシアが優位に立って「治外法権」を認めさせたという従来の通説的理解に対し、17世紀以降の（より対等な）交渉及び制度運用の実態を示したことは、大きな成果と言ってよい。

第三に、八旗制の中での旗地・民地の取り扱いについて、旗地が旗人・民人のいずれに「所有」されたかを中心とした分析にとどまらず、経営の実態を見ることで、同時代の変化の過程を跡付けたことも、本論文の功績と言える。一方において旗地の保有を通じた旗人の経済的な安定が清朝の政策として目指されながら、他方において土地への諸権利以外に信用の

基礎として有効に機能するものがない中で旗人の旗地への権利も実質的に民人間の権利の体系に組み込まれざるを得ず、そうした経済的実態が結局は旗人・旗地の特別な扱いを阻害してゆく結果になった動態を描いたことも、本論文の成果である。

しかし、本論文にも欠点がないわけではない。

第一に、いずれも法の「多元性」の問題として捉えられているとはいえ、第一章・第二章と第三章で扱われる問題の構図はやや異なる。その差異をどのように測定し本論全体をどう括るのか、全体的な構図がやや拡散した感があり、そのため例えば旗地・民地の「所有」構造を日本近世の百姓地「所持」と比較しようとする勘所がわかりにくくいささか唐突の感を与える。関連して、一方で清朝における法の「多元性」を語りながら、他方で全体的な「同質化」の契機を多く含む歴史的過程を分析する中で、どちらの契機を強調したいのか、両者の緊張関係をどのように捉えるのか、という点が十分に詰められておらず、このため行論が曖昧になってしまっている部分が存在する。清代史研究の近年の成果を取り入れつつ独自の史料分析を行おうとした中で、研究上直面した緊張関係を今少し明晰に言語化して、自らの立場を明らかにすることができたならば、本論文への評価は更に高まっていたであろうと思われる。

第二に、日本語による論文として、必ずしも最適な表現がされているとは思われない部分が散見する。日本語としての読みやすさとともに、特に法的な諸概念の射程を十分に意識した行論の厳密さについて、公表段階では改善の余地があると思われる。

このような短所があるものの、これらは本論文の基本的な価値を損なうものではなく、むしろ今後のさらなる研究の展開可能性を示しているものであると思われる。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。